

## 令和3年度税制改正大綱(資産税)

### 1. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

#### 趣旨

節税に利用されているとの指摘

結婚・子育て資金の一括贈与の利用が少ない

→制度の見直し

#### 内容

##### 共通

①制度を2年延長

②受贈者が贈与者の子以外(孫等)の場合、相続税額の2割加算の対象になる

③教育資金の範囲に認可外保育施設のうち都道府県知事より証明を受けた施設も対象に含める

##### 教育資金

④贈与日から贈与者の死亡日までの期間に関係なく、未使用残高を相続財産に加算

現行：

平成31年4月1日以後に教育資金贈与の非課税措置を受けていた分について、贈与者死亡から3年以内に贈与を受けた教育資金のうち贈与者死亡時点の未使用部分について相続税の課税対象にする

改正：

今回の改正(大綱)で上記二重線部分が削除される。改正後は贈与を受けた時期に関係なく、原則として未使用部分が相続税の課税対象になる

<例外>

・受贈者が23歳未満

・学校等に在学

・教育訓練中

→未使用残高を相続財産に加算しない

##### 結婚子育て資金

⑤受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き下げる

#### 時期

②④は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

③は令和3年4月1日以後に支払われる分より適用

⑤は令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用

## 2. 住宅取得資金贈与

### 趣旨

新型コロナウイルスの影響による住宅取得環境が悪化

→内需の柱となる住宅投資を幅広い購買層に対して喚起させる

### 内容

①令和3年4月1日から同年12月31日までの間に契約した場合

非課税限度額を令和3年3月31日までの非課税限度額と同額まで引き上げ

a. 取得に係る消費税の税率10%

契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
R2.4.1 ~ R3.3.31	1500万円	1000万円
R3.4.1 ~ R3.12.31	1200万円 →1500万円	700万円 →1000万円

b. それ以外

契約日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
R2.4.1 ~ R3.3.31	1000万円	500万円
R3.4.1 ~ R3.12.31	800万円 →1000万円	300万円 →500万円

②床面積要件の緩和

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1000万円以下

→床面積50㎡以上から40㎡以上へ引き下げ

### 時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税より適用

## 3. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度

### 内容

後継者が被相続人の相続開始直前において特例認定承継会社の役員でない場合でも

- ・被相続人が70歳未満
- ・後継者が特例承継計画に特例後継者として記載

であれば納税猶予制度の適用可能

## 4. その他

- ・土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和3年度から令和5年度まで

- ・宅地評価土地や住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の特例措置を3年延長

## 5. 検討事項

- ・教育資金、結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置  
次の適用期限到来時には廃止の可能性も含め検討
- ・現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の在り方の見直し  
較差の固定化の防止・資産移転時期の選択に中立的な税制構築検討
- ・相続等に係る不動産登記の登録免許税  
令和4年度税制改正において必要な措置を検討
- ・事業税に係る社会保険診療報酬の実質非課税措置・医療法人に対する軽減税率  
あり方について検討